

## 社会福祉法人 央福社会 役員（等）報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人央福社会（以下「当法人」）定款第8条及び第21条及び評議員選任解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものとする。

### （定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員を合わせて役員等という。
- （2）常勤役員とは、本法人の事業所に勤務する役員で週30時間以上勤務する者をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

### （報酬等の種類）

#### 第3条

役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- （1）常勤役員（法人業務及び施設運営に係わる者）については別表1に定める額の範囲で支給する。但し総苑長等で職員給与規程に基づき給与・賞与の支給を受けている場合は支給しない。
- （2）非常勤役員等については、別表2に定める額とする。

### （報酬等の支給方法）

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）毎月末日とする。但し、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第8条3項に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した際都度支給することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### （報酬等の日割り計算）

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算

する。

- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は平成29年7月1日より施行する。

改訂 令和4年7月1日

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 1,200,000円
副理事長	月額 800,000円
理事	月額 300,000円

※常勤役員の月額報酬総額は3,000,000円以内とする

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	11,137円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	11,137円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	11,137円

(3) 監事

	日額
理事会・監事監査への出席	11,137円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	11,137円

(4) 評議員選任解任委員

	日額
評議員選任解任委員会への出席	11,137円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	11,137円